

第2章 いじめが起きたらどうするか

【この章の構成】

いじめが起きているのではないかと疑われるときや、実際にいじめが起きているときにどのように対応すればよいかということを、学級担任がしなければならないこと、指導体制を確立して組織として取り組まなければならないこと、いじめた子どもに焦点を当てた指導、保護者や相談機関との連携の在り方などについて述べる。

Q 1	学級内にいじめがあると思われるときの担任の対応	58
Q 2	いじめではないかという状況が見られた時の指導体制	62
Q 3	学級全体への指導	64
Q 4	いじめた子どもを関与させた指導	68
Q 5	「いじめている子どもが悪いとは限らない」 と考えている子どもの心理の理解と指導	72
Q 6	養護教諭、スクールカウンセラー等との協力	76
Q 7	いじめにかかわった子どもの保護者への対応	78
Q 8	保護者全体への理解をどう図るか	82
Q 9	教育相談機関との連携	84

Q1 学級内にいじめがあると思われるときの担任の対応

学級内にいじめが起きているのではないかとと思われるようなときに、担任として押さえなければいけない具体的なポイントは何か。

いじめにつながるようなサインが子どもに見られたときの担任の対応の事例を取り上げ、担任として押さえなければならない具体的なポイントについて述べる。

事 例

いじめのサインへの対応が不十分な事例（中学校2年生）

A男は1年生の時はおとなしいまじめな生徒であった。2年生になってB男たち5～6名のグループと行動を共にすることが多くなった。その頃から、「トイレに行っていた」と言って授業の開始に遅れてきたり、職員室の前にぼんやり立っていたりする様子が何度か見られた。A男はB男と親しそうにしており、B男は、レクリエーションの企画では学級でリーダーシップを発揮している生徒だったので担任も心配ないと判断していた。

A男はある時、女子の悪口をしつこく繰り返し、学級で問題となった。担任が指導すると、「B男たちのグループの一人に言われて仕方なくやった」と言ったのだが、名指しされた生徒はその事実を強く否定し、結局事実をはっきりさせることはできなかった。

その後、このグループに喫煙や暴力行為のうわさが立ち始め、A男の表情もとげとげしくなり服装の乱れも見られるようになった。

ある日、登校してきたA男の顔にあざがあるので担任が聞いたところ「自転車に乗っていて転んでけがをしてしまった」と言い張った。担任はさらにA男に問いただしたが、同じ言い訳を繰り返すだけだった。この時に担任はいじめではないかと疑念を抱いた。

その後、しばらくしてA男の保護者から家のお金を持ち出して夜遊びをしているという相談があり、他の教師との協力を得て、A男から聞き取りをしたところ、B男たちに脅され行動を共にしていたこと、自転車を壊され数回にわたって暴力を受けていたこと、多額の金を要求されていたことが分かった。

交遊関係の変化

学校生活の様子の
変化

担任が指導を開始

A男の問題行動が
表面化

身体の変調

お金の持ち出し

1 いじめのサインを見落としていたり、いじめと認識せずにいることはないか

事例では、保護者からの相談によりいじめの事実が明らかになったが、それ以前にA男の行動にいくつかの変化が見られた。いじめの初期の段階で担任がいじめのサインを見落としたり、いじめの事実を認識できなかったりすると、深刻ないじめに発展していくことが予想される。そこで、担任は次の点に留意する必要がある。

(1) 先入観に惑わされてはいないか

担任は、学級内の人間関係について、「彼はリーダーだから」「あの二人は仲良しだから」といった先入観をもっていることがある。事例でも、A男がB男と親しそうにしているのを見た担任は、「A男の交友関係の変化」といういじめのサインを見落としている。先入観のためにいじめのサインを見落としてはいけないか、見直して見る必要がある。

(2) いじめにつながるようなサインを見落としてはいけないか

一つはいじめのサインだけでいじめの有無を判断することは難しい。そのため、日ごろから子どもの交友関係や表情、態度等の小さな変化にも気を配るとともに、子どもの変化の背景にある心情の理解に努めることが大切である。いじめ発見の糸口は、担任のこうした努力とともに、今までの出来事を視点を変えて検討したり、他の教師からの情報と関連付けたりすることでいじめの有無を判断できる場合がある。また、家庭からの情報を合わせることも有効である。

(3) 表面的な問題行動にだけ目を奪われてはいないか

小集団内のいじめは、閉鎖的な状況の中で行われることが多いため、周囲から見えにくいことが多い。事例は、問題行動を時々起こすような小集団内部でのいじめである。担任は「A男の友人関係の変化」「授業に遅刻する」「女子の悪口を繰り返す」等の行動の背景に気付くことに遅れ、表面的な問題のみに注意が向いていた。

担任は、問題行動の背景には指示や命令があり、さらにその奥にはいじめがあるのではないかという意識をもって、いじめの発見に努めることが大切である。

(4) いじめの指導の機会を逸して、いじめられた子どもから信頼を失ってはいないか

事例では、A男が女子の悪口をしつこく繰り返した理由を、「グループの一人に言われたから」と告白している。問題行動をする子どもの中には、他からの圧力によってA男のような行動をとらざるを得ない場合もある。A男の立場やその時の気持ちを、担任がよく聞かずに済ませてしまうと、いじめの指導をする機会を逸しかねない。このことが教師への信頼を失わせ、いじめられている子どもを絶望的な気持ちにさせてしまうことになる。

このように、子どもが出したいじめのサインを見落としてしまうことは、子どもの心を深く傷付ける結果につながりかねないことを認識し、友人関係の変化や子どもの心情に目を向け、子どもとの信頼感を深めていくことが大切である。

(5) いじめではないかという視点で見ているか

ア サインを見落としやすいいじめ

中心となっていじめている子どもが相手の非を主張し、それが集団の中で共通の感情となり、結果として大集団が一人の子どもを排斥したり攻撃したりする場合がある。

いじめている子どもの主張には、「あいつは掃除をよくさぼる」「だらしがないから注意しただけ」など一見すると正当性があるように見えるため、担任も無意識のうちに同調しかねない。「あの子が周りから多少注意されるのは仕方ないこと」と判断し、いじめにつながるようなサインを見落としていることが多いので、十分に留意する必要がある。

イ 見つけにくいいじめ

子どもが仲良く遊んでいるように見える中で行われているいじめもある。子どもがプロレスの技を交代で相手にかけるという一見対等と思える遊びが、実は、一方はいつも本気で技をかけ、他方は怖くて本気を出せないという状態で遊びとして強制させられている例もある。

こうしたいじめは巧妙にカムフラージュされて行われることが多い。「遊びの中にもいじめがある」という意識をもって、遊びの中の人間関係をとらえ直す必要がある。

(6) いじめ発見の視点と子どものサイン

子どもの生活に見られる言動が、いじめにつながる場合がある。下の表は、子どもの生活に見られる言動から、いじめがあるのではないかと疑うべき状況をとらえる上で、参考となる事項をまとめたものである。

子どもの生活に見られる言動	いじめ発見の視点
<ul style="list-style-type: none"> ・交友関係が急に变化する。 ・鬼ごっこでいつも鬼になっている。 ・いつもプロレスの技をかけられる。 ・気がすすまないと思えるようなことをやらされている。 ・他人の物を持たされたり、使い走りをさせられている。 ・被害を受けたと思われる時に、ことさら「何でもなし」と強く否定する。 など 	⇒ ⇐
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもを、わざとよける。 ・グループ編成のとき、一人残す。 ・特定の子どもを「バイキン」「〇〇菌」等の蔑視的なあだ名で呼ぶ。 ・命令的な言葉遣いが多くなる。 など 	⇒ ⇐
<ul style="list-style-type: none"> ・表情が何となく暗く、沈みがちである。 ・一人遅れて教室に入ってくる。 ・顔面に擦り傷、鼻血のあと、あざ、こぶ等が見られる。 ・急に情緒が不安定になることがある。 ・金の持ち出しをするようになる。 ・持ち物が壊されていたり傷付けられていたりする。 ・「〇〇死ね」等の落書きがある。 ・衣服の汚れそうもないところがひどく汚れている。 など 	⇒ ⇐
	<p>① 力関係の差異 子どもたちの人間関係において、優位-劣位の関係が固定していたり、一方的になっていたりしていると疑われる場合</p> <p>② 加害行為 加害側が、意識的あるいは無意識的に、相手を傷付ける言動をしていると疑われる場合</p> <p>③ 被害の発生 被害側に精神的又は身体的苦痛があることが推定でき、しかもその苦痛が反復・継続され、あるいは苦痛を予期して不安が持続していると疑われる場合</p>

2 指導を開始する時期を誤らない

事例の場合は、A男の交友関係が変わったこと、A男のそれまでの行動からは考えにくい行動（女子への悪口、集団での喫煙、同級生を殴る等）が見られるようになったことは、上記①にあてはまると推定できる。表情がとげとげしくなったこと、顔にあざができたことは、上記③にあてはまるものと考えられる。

担任は、日ごろからいじめにつながるようなサインを見落とさず、その中に上記①～③に関係するものが少しでもあると考えられる場合は、速やかに指導を開始する必要がある。

なお、その際は、担任一人で判断せず、学年や生活指導部等に報告し、他の教員に情報提供を求めるなどの組織的対応が必要である。

3 いじめの訴えを誠実に受け止める

本人や保護者から担任に訴えがあったときに、担任の「気にしすぎ」とか「あなたにも責任がある」といった言動は、厳に慎まなければならない。たとえいじめとは言えない場合であっても、訴える側にはそれだけの事情があることを率直に受け止め、その解決に向けて指導に当

たる姿勢をもつことが大切である。

また、訴えを聞く場合のポイントとして次のことがあげられる。①話しやすい雰囲気をつくること ②先入観をもたずに聞くこと ③子どもの話の流れを大切にし、質問は内容を整理するためのものに絞るなど、質問をできるだけ控えること ④相手の発言をじっくり待つこと ⑤勝手な解釈や評価、批評はしないこと

4 いじめられている子どもを守り、プライドを尊重した指導をする

いじめられている子どもは、「自分はいじめられるような弱い子どもではない」というプライドとともに、「いじめを人に訴えれば、仕返しをされる」という恐怖感の両方を持っていることがある。いじめられている子どもを守るための指導と、いじめの事実関係を明らかにするための指導は、こうした心理を十分に配慮して行うことが大切である。

このため、担任は、次のようにして指導を進める必要がある。

- いじめ問題は学校全体で真剣に取り組んでいることを伝え、安心感をもたせる。
- 人がいじめについて話したがらないときは、性急に聞き出そうとせず、その子どものプライドを大切にしながらじっくり時間をとる。
- 休み時間、掃除の時間等に自然に接する機会をとらえて話しやすい雰囲気を作る。
- 事実関係を明らかにするため、周囲の状況を調査したり、他の子どもたちから状況についてさり気なく聴き取ったりする。

5 いじめている子どもの心理を把握した指導をする

いじめの事実関係がはっきりとしてきた段階では、いじめていると思われる子どもに、いじめ行為の卑劣さに気付かせる指導をする必要がある。ただし、事例にあるような問題行動を伴ういじめの場合は、いじめられていると思われる子どもを守るための指導と、いじめていると思われる子どもの個別指導を並行して組織的に行わなければならない。

いじめる子どもの心理については、第1章で述べたように様々あるが、友人、教師及び保護者への不満をもち、強い不適応感をもつとともに、いじめているという意識が希薄である場合が少なくない。担任は、次の点に留意して内面に迫る指導をする必要がある。

- どの子どもにも自分の行為を省みて、よりよい生き方に改めていく力があるという認識をもち、その子どもの成長を願うという基本姿勢で子どもの指導に当たる。
- いじめは絶対に許されない行為であり、いじめた者は責任を負わなければならないことを理解させる。
- いじめられた子どもの立場になって考えさせ、その苦痛に気付かせ、自分の行為がいじめに当たることを自覚させる。

6 いじめの様相の変化に留意して継続して観察し指導を続ける

いじめの事実を担任が把握しないうちに、いじめの様相が変わっていくことがある。ある時には問題行動のように見えたり、またある時には何事もなかったかのように見えたりしながら、担任が気付いたときには深刻ないじめであったという事例もある。

担任は目の前に起きている現象だけに対処するのではなく、子どもたちの人間関係や心の問

題などにも目を向けて継続的に観察し、必要な指導・援助をしていくことが大切である。

Q2 いじめではないかという状況が見られた時の指導体制

いじめではないかという状況が見られた時、全校指導体制として、具体的に押さえなければならないポイントは何か。

いじめにかかわる子どもたちが複数の学年にまたがる場合、学年間の円滑な連携を図る必要がある。次に、学年の連携に関する事例を取り上げ、その在り方について具体的に述べる。

事 例	指導体制としての対処が不適切であった事例（中学校）
-----	---------------------------

ある日、用務主事から生活指導主任に、2年生のA男が1年生のB男をいじめているようだ、との情報が入った。早速、生活指導主任は第2学年の学年主任とA男の学級担任に尋ねたが、未だ事態を把握していなかったため、A男からの聞き取りを頼んだ。しかし、加害状況が曖昧にしか把握できなかったため、第1学年の担任にいじめられているB男から事情を聞いてもらうことにした。ところが第1学年の教師もいじめの状況に気付いておらず、至急聞き取りを行って事実が明らかになった。その結果を基にして、第2学年のA男の学級担任は、性急にこの情報をA男に突きつけ叱責した。その後A男は、学級担任に反発しB男に仕返しを行った。

第1学年の教師は第2学年の教師の配慮不足を批判し、やがて生徒や保護者から、教師の対応に対する不満の声が出た。

2年生による1年生へのいじめ

両学年の教師の十分な実態把握

学年間の不協和音

この事例の問題点を整理すると、以下の4点に集約することができる。

- (1) 用務主事からいじめの情報が得られたときに、生活指導主任はいじめる側であるA男から担任を通して聞き出そうとした。ここでは、いじめる側、いじめられる側の双方、あるいは、いじめられた側からの聞き取りを学年体制で行い、事実を把握する必要があった。
- (2) 第1学年の担任からの状況報告によりいじめの事実が明らかになったが、この後、すぐに第2学年の担任がA男の指導を行った。第1学年と第2学年が情報の交換を行い、指導体制を組んで今後の指導の方法や手順を協議する必要があった。
- (3) 一つのいじめの指導のつまづきから、第1学年の教師から第2学年の教師の対応への批判が噴き出し、学年の連携がとりづらくなってしまった。ここでも、生活指導主任や双方の学年主任が中心となり善後策を協議する必要があった。
- (4) B男をどのように守るかという配慮が、第1学年の担任にも、生活指導主任や第2学年の担任にもなかったし、論議もされていなかった。

1 訴えや情報に適切に対応することへの共通理解を図る

いじめは、様々な人たちからの訴えや情報があって発見されることが多い。本事例では、用務主事から情報が得られている。校長・教頭や生活指導の中心となる教師がすべての教職員と連携し、自校の児童・生徒を見ていくという指導体制を築くことが大切である。

また、保護者や地域からの情報については、いかなる場合も真摯に受け止め、情報を受け取った教師が一人で抱え込まず、校長・教頭へ報告し、学年会や生活指導部等での組織的な対応の仕方や今後の指導の方向性を協議することが大切である。

2 校長を中心とした指導体制を確立して適切な対応策をとる

校長はいじめではないかとの報告を受けたならば、直ちに調査を開始するように職員に指示し、学年、生活指導部、教育相談担当等の組織的な対応による、事実の把握、今後の対応方針、指導にかかわる学年や教師の役割分担等を明確にする。状況によっては「いじめ対策特別委員会」のような校内組織を設置するなどして、緊急に解決するための手だてを示す。

何よりもいじめられた子どもの保護や安全確保を第一とし、いじめにかかわった子どもたちの学校生活に注意を払うよう、全校指導体制の整備を図ることが重要である。また、子どもたちの学校への不適応感を解消するため、担任をはじめとして学年の教師等による相談の機会を設定する。さらに、保護者に対しては、いじめ問題にかかわる学校の指導方針の丁寧な説明を行い、家庭の理解と協力を得るように努める。

3 教師間の緊密な連携を図る

本事例においては、教師同士がどのように協力や連携を図っていくかの意思の疎通が不足していた。いじめ問題への指導体制確立のためのポイントを次に挙げる。

〈指導体制確立のためのポイント〉

- ① いじめが起きたときの具体的な取組みの仕方、役割、方針等を明示しておくこと。
- ② 情報交換を密にして、学年の児童・生徒に対する共通理解をもつこと。
- ③ 他学年などには、様々な機会に取組み内容を報告し、連携・協力を努めること。
- ④ 全教職員、保護者、地域から情報が得られるように具体的に働きかけること。

4 学校としていじめ問題の解決に当たる

本事例では、第2学年の教師は、第1学年から得られた情報を基に十分な方針もなくA男への指導を行った。その結果、第2学年の教師の指導にA男が反発してB男への仕返しが発生し、第1学年の教師は第2学年の教師の配慮の不足した指導に不信感をもった。ここでは、いじめを受けたB男の気持ちに配慮する余裕がなかったと考えられる。このような事態を避けるためには、「他学年」から情報を得たときは、より慎重にその情報を扱って問題に対処する必要がある。

また、同じ学校のすべての教師は、すべての学年の子どもに対して指導の責任をもつという意識が必要である。学校内から「他学年の先生」や「他学年の子ども」という意識をなくし、一つの学年にいじめ問題が起きたときにも、学校として組織的にその問題に取り組むように全教職員が協力体制を整え対応していくことが大切である。

Q3 学級全体への指導

学級内でいじめが発生した時、学級全体の問題としてどのように取り上げたらよいか。

1 いじめの周囲にいる子どもに当事者意識をもたせる

学級内でいじめが発生したとき、学級全体の問題としていじめを取り上げ、いじめている子どもや周囲の子どもの気持ちに配慮しつつ、いじめられている子どもの心情を深く考えさせ、子どもたちに当事者意識をもたせる必要がある。

いじめは「周囲にいる者」の果たす役割が大きい。「周囲にいる者」は、いじめている子どもたちと同様な心理をもったり、あるいは容認という形でいじめに加担していくことになる。そこで、いじめを学級内の多くの子どもが知っている場合には学級全体の問題として取り上げ、いじめを見て見ぬふりをする者にも当事者意識をもたせ、いじめ問題を解決するようにしたい。

しかし、いじめの状況や子どもの発達段階によっては、子ども自身で解決することが無理な場合もある。担任は、校長・教頭、生活指導主任や学年主任と相談しながら学級全体の問題とするか否かを的確に見極めることが必要であり、以下のような場合には、ただちに学級全体の問題として投げかけるようなことはせず、他の解決方法によることが適当である。

〈学級全体の問題とすることが不適当な場合〉

- ① 本人の秘密にしたい事情が明かされ、孤立が深まる恐れのある場合
- ② 学級の信頼関係が不十分で、本人への排斥がひどくなりそうな場合
- ③ 本人や保護者が担任や学校に不信感を抱いている場合

2 学級全体の問題とする場合の取り上げ方

(1) いじめの状況を把握し、学級全体の問題とするか否かを判断する

学級内で発生したいじめを学級全体の問題とする場合には、まず、いじめの状況を正確に把握することが必要である。担任がいじめの状況を正確に把握できるか否かは、担任と子どもとの人間関係の在り方にかかっている。担任は、日ごろから子どもの声に耳を傾けるとともに、一人一人の子どもを大切にす温かい眼差しを注ぎ、教師と子ども、子ども同士の信頼関係を築いておく。また、いじめを学級全体の問題として解決するには学級集団の自浄能力が必要である。担任は、学級集団の自浄能力を見極めて学級全体の問題とするか否かを判断する。

事例1	子どもとの信頼関係によっていじめの原因を把握し、学級全体の問題とした事例 (小学校4年生)
-----	---

A男は、自分の身なりに無頓着で、B男などのグループから「くさいぞ」などとからかわれることがあった。周囲の児童の中には見ぬふりをしたり、一緒にはやしたてたりする者もいたが、B男らに「からかうのはやめよう」と注意する者も少なからずいた。	A君と周囲の児童
--	----------

担任は、普段から児童と一緒に遊んだり、児童の声に耳を傾けたりして教室の外での人間関係にも気を配っていたため、A男と周囲の児童の関係の変化をつかむことができ、B男などのグループを指導した結果、A男をからかう児童はほとんど見られなくなった。

解決したかに見える学級のいじめ

その後、A男が欠席がちになったため、担任は不審に思いA男の家を訪問した。A男は、欠席の理由を、母親には「お腹が痛いからだ」と言っていた。担任はいつもの受容的な態度で友達との関係について問いかけると、「本当はB男のグループに代わってC男のグループに陰でいじめられるようになり、周りの友達も知らん顔をしているので、学校に行きたくない」と打ち明けた。

欠席の本当の理由を担任に話したA男

担任は、いじめめる子どもだけの指導では、このいじめを根本から解決することは難しいと感じ、また教師が支援すれば周囲にいる子どもも解決に協力する見通しがあったので、学年で相談の上、話し合いをもつことにした。

学級全体の問題とした担任

担任は、学級の児童にA男が欠席がちになったわけを伝え、A男の心の痛みや、見て見ぬふりをするのがどのような意味をもつかを、一人一人に考えさせた。その結果、C男のグループからも「初めはふざけ半分でからかっていたが、A男の気持ちを考えずにとても悪いことをした」との反省の声が聞かれた。その後、担任に励まされて登校するようになったA男を、遊びの仲間に加えたり励ましたりするグループも現れ、A男は元気に学校へ通うようになった。

周囲の児童の変容

(2) いじめられている子どもの立場を最優先し、取り上げ方を考える

学級で発生したいじめを学級全体の問題とするとき、取り上げ方によっては、いじめられている子どもの心を傷付けることも考えられる。担任はいじめられている子どもの立場を最優先し、以下のことに配慮する。

- ア いじめられている子どもの立場が一層深刻化しないようにする。
- イ 本人や保護者に必ずいじめを解決するという強い決意を伝える。
- ウ 本人や保護者に学級全体の問題とする意図を理解してもらう。
- エ 子どもの様子を継続して観察し、いじめられている子どもを守り通す。

事例2

解決への強い決意を伝え、継続的に指導を行った事例（小学校6年生）

D男は、E男とその仲間から暴力を受けることがあった。D男はそのことを言わずにいたため、担任もいじめの事実気が付かなかった。担任は、顔をはらして帰宅したD男の様子を不審に思った保護者からの相談がきっかけとなり、D男がいじめられていることを知った。そこで、D男と保護者に、いじめ解決までは決して教師が

いじめられている者を守り通す決意

目を離さないこと、報復は絶対にさせないことなどを伝え、いじめを学級全体の問題として取り上げることの理解を得た。

担任は事前にE男と話し合い、いじめの事実を認めたE男に反省を促すとともに、E男に加担した児童や見て見ぬふりをしていた周囲の児童への指導が必要と考え、学級全体で話し合う機会をもった。

話し合いは一度だけで終わりにせず、児童の様子を観察しながら継続的に行った。また、その内容もD男へのいじめ問題だけに終始することなく、学級の日常的な問題や各自のいじめられた経験なども取り上げた。

こうした継続的な指導の結果、いじめを見て見ぬふりをしていた児童もD男の気持ちを共感的に受け止められるようになった。

いじめた子どもや周囲の者への指導

継続的な観察と指導

継続的な指導の成果

(3) 見て見ぬふりをする子どもの気持ちを受け止め、意識の変化を促す

教師は、いじめの深刻化を抑制する学級集団をつくりあげるために、見て見ぬふりをする子どもの揺れ動く気持ちを受け止め、自分とのかかわりでできることなどを話し合っ、意識の変化を促す必要がある。

そのためには、具体的ないじめの事実によって、原因、経過、いじめられている子どもの気持ちなどを取り上げ、いじめを見て見ぬふりをするのがいじめられている子どもにどのような影響をもつかを考えさせるようにする。

事例3

いじめる生徒を特定せずに、当事者意識をもたせた事例（中学校1年生）

F子は、服装に無頓着であったり、持ち物の整理が雑であると見られ、学級の多くの生徒から「バイキン」などと言われていた。F子を個別にいじめることはないが、数人で集まって陰で悪口を言う様子が頻繁に見られた。また、周囲の生徒もこうした行為を見て見ぬふりをし、いじめられるF子にも悪いところがあるからという理由でいじめを容認する雰囲気があった。その後、F子は、このような学級の雰囲気もあってか学校を休みがちになった。

担任は、F子へのいじめはいじめの中心となる生徒が特定しにくく、いじている生徒も周囲の生徒も当事者意識が希薄であると考えた。この状況を改善するためには、いじめる生徒を特定せずに学級全体の問題とした方がよいと判断した。

F子が欠席したある日、担任は、「F子への行為はいじめではないのか」と学級全体に投げかけ、いじめを見ていた生徒、無関心を装っていた生徒にも、この問題についての解決方法を問うことにした。そして、「F子の気持ちを考えたことがあるだろうか」「知らん顔をするのはどんな影響を与えるだろうか」「いじめを解決する

いじめに肯定的な生徒

いじめる生徒を特定せずに全体の問題とする判断

解決方法の問いかけ

にはどのようにすればよいだろうか」などと問いかけ、生徒に意見を求めた。

生徒たちは、いじめの対象になることを恐れ、かかわりたくないという気持ちがあったことに気付き、自分自身の問題として考え始めた。それまで無関心を装っていた生徒の中から「自分のことばかり考えていて悪かった」「自分たちがいじめを許してきたように思う」「自分にできることをしていきたい」という意見が出され、多くの生徒がいじめを傍観していたことを反省し、いじめに対する意識の変化が見られるようになった。

自分とのかかわりで問題をとらえた生徒

意識の変化

3 学級全体の問題とするときの留意事項

(1) 独断を排し助言を受ける

担任が学級全体の問題として取り上げることが必要だと考えても、一人よがりの解決方法では成果が期待できないこともあるため、慎重な判断が必要である。

担任は、いじめの状況や対応の仕方について校長・教頭に報告し指導を受けるとともに、同学年の教師や経験豊かな教師の助言も受ける。なお、学級全体の問題として指導を開始した場合の経過についても校長・教頭に報告し、適切な判断を仰ぐようにする。

(2) 子どもの人権への配慮をする

事例2で記したように、いじめを学級全体の問題とする際には、いじめられている子どもへの配慮を最優先することは当然であるが、同時に、いじめている子どもを一方向的に責めたり孤立させたりしないような配慮も必要である。

いじめている子どもに対しては、個別指導によっていじめの不当性を十分に伝える。また、個のよさを認め、学級での活躍の場を工夫するなど、心に響く指導を心掛ける。

(3) 毅然とした担任の姿勢を示す

いじめに対する子どもの意識は、担任の姿勢によって左右されることが少なくない。担任の毅然とした姿勢は、いじめられている子どもに安心感を与え、周囲の子どもにもいじめ問題を真剣に考えようとする意識を生む。担任は、発生したいじめの事実から目をそらすことなく、解決への強い意志を率直かつ真剣に伝えるようにする。

このような担任の姿勢によって、子ども自身も率直にそれぞれの意思を表明し、解決の方向を見いだそうとするようになってくる。

(4) 問題解決の場を確保する

子ども一人一人にいじめに対する当事者意識が生まれても、問題を解決する場が確保され、子ども自身が解決の方法を見いださなければ、いじめの根を断つことは難しい。

担任は、いじめを学級全体の問題として取り上げた際、性急で表面的な解決を求めることなく、子ども同士が納得のいくまで考え、話し合う場を十分に確保するようにする。

(5) 保護者の理解を得る

学級での取組みの内容が誤って伝えられることのないよう、学級全体の問題とした際の意図や方法、その後の経過などを保護者に伝え、家庭での支援・協力が得られるようにする。

Q4 いじめた子どもを関与させた指導

いじめた子どもを関与させていじめを解決するとき、どのような方法があるか。

1 いじめた子どもを積極的に関与させていじめの解決を図ること

いじめの指導においては、教師が強く全面に出て解決しなければならない事例もある。しかしその一方で、教師が強く指導した結果、表面的にはいじめが解消したかにも見えても、潜在化、陰湿化して継続していることも少なくない。

教師はいじめた子どもを厳しく説諭したり叱責したりして、いじめの行為を単に禁止するのではなく、いじめた子ども自身に問題解決の主体者としての役割と責任を与え、積極的にその解決に関与させていく必要がある。

2 いじめた子どもを関与させた指導の事例

事例	無視・悪口のいじめを解決した事例（小学校5年生）
----	--------------------------

学級委員のA子は、移動教室の班決めの際に、仲間はずれがおこらないように、公平な班決めをできるように提案し、それを実現させたつもりでいた。しかし、その結果、好きな者同士が同じ班になれるように主張するB子らの仲良しグループのB子、C子、D子の3人が二つの班に分かれてしまった。3人がA子を徹底して無視し始めたのはこの直後からであった。

まず、担任は班決めの際に適切な指導が必要だったことを反省するとともに、A子を相談室に呼んだ。

A子はB子ら3人に無視されていること、3人に聞こえよがしに悪口を言われていることを話したが、自ら積極的に自分の心情を語ることはなかった。担任が「同じクラスの友達に無視されたり、悪口を言われたりしてつらいよね」と話すと、A子はうなずいて「このところE子さんや3人の周りにはいる人たちの私に対する態度も冷たく感じる。無視するのはやめてほしい」と話した。担任はA子がこれ以上自分の気持ちを話したくない様子なので、無理をせず面談を終了した。

その日の放課後、担任はA子宅を家庭訪問し、A子を交えて保護者と話し合いをもった。保護者は最近A子が朝学校に出かけるときの表情が暗く、夜中に急に目を覚ましたりすることもあり、心配していたがその原因が分からず、担任に相談しようと思っているところだった。担任が「本当につらかったんだね」と話しかけるとA子は泣きながら自分のつらかった心情を話し始めた。

いじめの把握

自分の心情を話したがらないA子

家庭訪問で明らかになったA子の心情

担任はこの問題の解決に際して、B子らにA子のつらい心情を理解させ無視や悪口の不当性に気付かせたいこと、そして自分たちの力で問題を解決する役割と責任を与え、一人一人に解決策を提案させてその実行を支援しながら問題を解決したいことを話した。また全教職員が、いじめ問題に関係する児童の様子を見守りながら指導を進めていくことを話し、保護者とA子の了承を得た。

解決の方針について保護者とA子の了承を得る担任

担任はB子、C子、D子、E子、の4人と、この4人といつも行動を共にしているF子、G子の6人を相談室に呼んだ。

担任は「最近、A子が元気ないんだけど、君たちは何か知らないかな」と話した。するとB子が「どうして、私たちに聞くの」と聞いた。担任は「A子と君たちの仲があまり良くないのではないかとすることに気が付いたので、話を聞きたいんだ」と話した。B子は「私たちはそんなに仲が悪くないよ」と答えた。

いじめた子に解決への思いを語る担任

そこで、担任はA子のつらい心情について次のように話した。

- ・無視や悪口を言われたことでつらく悲しい思いをしていたが、それをだれにも言えず一人で我慢していたこと
- ・保護者から、最近元気がなく、朝学校に出かけるときの表情も暗く、夜中に突然目を覚まして寝つかれないこともあり心配していたと聞かされたこと
- ・A子がこの問題をどのように解決してよいか分からないと涙ながらに語ったこと

そして、担任は「この問題を解決できるのは君たちしかいない。協力してほしい」と訴えた。担任の問いかけにしばらく沈黙が続いた。担任は答えを待った。

問題解決への参加を呼びかけ、答えを待つ担任

「どうすればいいの?」とB子が聞いたので、担任は「何をするかは君たちが責任をもって決めるのだけれど、A子さんのつらい気持ちを楽しませてあげたい。B子さん協力してくれるかな」と話した。しばらく間があってB子は「協力します」と返事をした。続いて他の児童たちも協力を約束した。

担任はA子のつらい気持ちを楽にしてあげるために何ができるかその解決策を考えさせ、配った紙にメモさせた。以下は児童が発表した内容である。

B子：「無視しないようにするけど、A子さんも私たちに指図しないでほしい」

C子：「これからは悪口を言わない」

D子：「A子さんを無視しないようにする」

E子、F子：「友達同士の無視や悪口をなくす」

G子：「皆でA子さんと仲良くする」

「指図ってどんなこと」との担任の問いに、B子は「林間学校の班決めで自分の考えを引っ込めさせられた」と答え、そのときの様子を話し始めた。担任はB子の話を十分に聞き、「皆が納得できるように、十分に話し合えるとよかったですね。先生も、一人一人の意見を大切に、皆にとって一番よい結論が出るような話し合いができるクラスにしていきたいと思います。今、皆が考えた『無視しないようにする』『悪口を言わない』『皆でA子さんと仲良くする』という解決策を実行すれば、A子さんの気持ちは楽になっていくと思います。それぞれが自分で決めたことを今から実行してみましょう。困ったことがあったらいつでも先生に相談してください。1週間たったら先生と話しましょう」と述べて話し合いを終了した。

解決策を認め、実行を促す担任

担任はこの取組みを全教職員に伝え、B子ら6人の取組みとA子様子を全教職員で見守った。

解決策の実行を全教職員で見守る

1週間後、担任はA子と面談をした。時々B子に厳しい目つきでにらまれることはあるが、悪口やあからさまな無視はなくなったとのことであった。また、B子ら6人との個別の面談では、それぞれが自分で決めたことを実行しているとの報告があり、担任はそのことを評価し、しばらく継続するように励ました。

A子と最初に面談をしてから約1か月で、B子たちからの悪口や無視はほとんどなくなった。

悪口や無視の解消

3 いじめた子どもを関与させた解決の進め方

(1) いじめられている子どもの話をじっくり聞く

- ・子どもの話を共感的に聞き、率直な心情を聴き取ることを中心に進める。その際、無理強いをしないように留意する。
- ・自分の心情を素直に話せない子どもも少なくない。保護者や同級生などから情報を収集して、生活や行動の変化をとらえた上で心情を引き出すことも大切である。事例では家庭訪問での担任の受容的な態度がA子の心情を引き出す上で有効であった。

(2) いじめた子どもに解決方法を考えさせる

場合によっては周囲にいた子どもたちを集めることも有効である。

ア まず、教師から解決への思いを語る

(ア) いじめられている子どもの心情に迫らせる

- ・いじめられている子どものつらい心情を具体的に伝える。
- ・事実関係の詳細について話し合うことや、集めた子どもたちを責めることはしない。

(イ) 問題解決の主体者としての責任をもたせる

- ・いじめられている子のつらい心情を解決できるのは、ここに集まっている人たちだけであることを伝える。
- ・問題解決への取組みの意思を問いかけ、それを子どもたち自身が自分で決めることができるように考える時間を十分にとり、子どもの発言を待つ。

- ・意思表示ができない子どもには、参加を強要することなく改めて個別に面談をし、その理由に耳を傾けつつ、再度いじめられている子どもの心情を汲み取らせるとともに、いじめの不当性に気付かせていくことが必要である。

イ 自分にできる解決策を募る

- ・いじめられている子どものつらい心情を取り除くために、自分に何ができるかを尋ね、一人ずつ解決策を提案させる。
- ・いじめられている子どもの行動にも問題があるという意見が出た場合には、その背景を十分に考慮し、問題解決の取組みとは別に教師が適切に対応していく。

ウ 解決策を認め実行を促す

- ・子どもたちが自分で決めた解決策を認め実行するように伝える。

(3) 子どもたちがそれぞれの解決策を実行する

- ・子どもたちの取組み状況を全教職員で見守る。

(4) 個別に話し合いをもつ

- ・1週間程度の期間を置いて解決策の取組み状況について個別に話し合い、うまくいっているものは認め、うまくいっていない子どもには、改めて実行できるように励ます。
- ・いじめられた子どもとも面談し、心情を聴き取る。
- ・この後も必要に応じて面談の機会を設定する。

4 いじめた子どもを関与させる上での配慮事項

(1) いじめた子どもを関与させた指導の有効性と限界

小学校から中学校まで学年が上がるにしたがっていじめを黙認する子どもの数が増え、さらに中学校になると、複雑な構造をもついじめや深刻ないじめが増加してくる。本手法は、比較的単純ないじめの初期の段階における指導に有効であると考えられるが、指導に当たっては、かかわっている子どもの発達段階、いじめの進行の状況、所属する学級や集団の雰囲気、指導者である教師と子どもとの人間関係等を十分考慮して進めることが重要である。

長期化、陰湿化したいじめや、いじめた子どもに深刻な不適応の行動等が見られる場合には、むしろ本手法によらず教師の強い指導や関係機関等との連携を図った指導が有効である。

(2) 指導の方針を知らせ、理解を求めておく

「いじめた子どもを関与させた指導」を学校のいじめ問題解決の一方策として、その趣旨を保護者、子ども、地域社会に知らせて理解を求めておくことが重要である。

(3) 子どもの活動を見守り、適切に指導する

本手法は問題解決への子どもの主体的な活動を促しながら進めていくものであるが、教師は全校的な体制の中で最後までその活動を見守り、必要に応じて適切な指導を行っていくことが重要である。

Q5 「いじめている子どもが悪いとは限らない」と考えている子どもの心理の理解と指導

「いじめている子どもが悪いとは限らない」と考えている子どもの心理をどう理解したらよいか。また、そのような考えにどう対応したらよいか。

「いじめている子どもが悪いとは限らない」と考えている子どもがどのような理由でいじめを正当化しているか（第1章参照）を本研究で収集した事例から整理したところ、大別して、①皆で決めたまきまりに外れるような行動のあった子どもを懲らしめる、②集団との異質性を感じさせる子どもを排除する、③かつていじめっ子だった子どもに仕返しをする、の三つに分類することができた。

指導に当たっては、これらの理由が生じる背景や、それがいじめを助長していくプロセスに注目し、いじめている子どもの論理が不当であることを気付かせることが大切である。

1 「いじめている子どもが悪いとは限らない」と考えている子どもたちのいじめの事例

【事例1 きまりが守れなかったことを理由に正当化されたいじめ】

小学校5年のA子の学級では、学年始めに努力目標を「忘れ物をしないようにしよう」と決めた。担任は、一人一人の努力を褒め、子どもたちを励ます指導を推進した。子どもたちは、自分の目標達成のためによく努力したが、友達の失敗も見逃すまいとするようになり、学級の中に緊張した雰囲気が生じた。

しばらくして、A子が続けて忘れ物をすることがあった。そのころのA子の家庭では、母親が入院し、あわただしい生活だった。子どもたちは、忘れ物が続いたA子に厳しい目を向けるようになり、A子に対して「なぜ、約束が守れないのか」と強く迫り、「罰として学級の全員がA子と口をきかない」ことを決めた。その結果A子は欠席がちとなった。担任は家庭訪問をして、「皆が口をきいてくれない」などのA子の訴えから、いじめの存在を知った。

担任はいじめの不当性に気付かせようと、まず、子どもたちに「全員で口をきかない」ことをどう思うかと尋ねた。子どもたちは「皆が約束を守っているのに、A子さんを特別扱いにすることはできない。5年生にもなって約束を守れないのが悪い。A子さんに反省してもらいたい」と語り、行為の不当性に全く気付いていなかった。

この学級の子どもたちは、表面的には進んで学級のきまりを守ろうとしているかのように見える。しかし、個人の努力目標であったものが、いつの間にか互いに監視し合うようになり、集団の圧力によって規制する目標へと化していった。また、個人の事情はどのような場面でも大切にされなくてはならないが、その配慮も失われ、「忘れ物をした」という結果のみで評価をするようになっていった。そして、「皆が努力しているのに、努力していない（と思われる）子がいる」ことへの不満が生じ、きまりを守れない子どもへの攻撃性が助長され、いじめを正当化する理由として使われるようになったものと考えられる。

ここでは、①の集団のきまりに外れた事例をあげたが、②の異質性を感じさせる子どもを排除する事例もあった。その事例では、一人の子どもに不潔な感じを抱いた同級生の一人が排斥

する言動をしたことからいじめが始まった。その後、学級の中に、同じように異質な感じをもった同調者が増え、「清潔にしないから」といじめを正当化していた。

①、②のどちらにも共通して、子どもの中に「異質な者」を排除する傾向が見られ、いじめの対象になった子どもが「改めないから悪い」とする考え方がうかがえる。

【事例2 いじめによる被害経験への仕返しとして正当化されたいじめ】

中学校2年生のB男は、2学期後半から登校しなくなっている。それまでのB男は、非行傾向のあるグループの一員として一目置かれる存在であり、同学年のおとなしい生徒へのいじめを繰り返していた。

このB男は、他校の生徒とのトラブルを起こし教師の指導を受けた。その際、トラブルを起こした仲間の名前を教師に話した。そのため、B男は仲間から度重なる暴力を受けるようになった。さらに、これまでB男にいじめられていた生徒や、グループ内で力を失ったことを見て取った他の生徒たちも、B男へのいじめに加担し、いじめは学年全体へと広がった。

学年の教師はいじめ解消のために、まず、生徒たちから話を聞いた。生徒たちは「今まで僕たちがやられてきた。今度はB男がやられても仕方がない」と、強い口調で語った。

B男は、グループの中での地位を失っただけでなく、それまでいじめの対象としていたグループ外の生徒たちからの反撃をも受けることになった。このように、いじめていた子どもの立場が弱くなったときに、それまでいじめられていた子どもは鬱屈していた気持ちが一気に吹き出し、反撃行動に出ることがある。

いじめられていた側からいじめる側に移った子どもたちは、いじめ返すことによって、それまでに受けた口惜しさを晴らそうとする。仕返しを理由にいじめを正当化することは、いじめを解決しようとする方向には進まず、いじめに対する恨みの本当の意味での癒しにはならないばかりか新たな恨みやいじめを生むことになる。いじめに対する恨みは、長く子どもたちの心の傷として残り、思いもよらぬときに、反撃しようとする感情となって吹き出すこともある。

2 「いじめている子どもが悪いとは限らない」と考えている子どもへの指導

(1) 「いじめている子どもが悪いとは限らない」と考えるようになった経緯を聞き取る

「いじめている子どもが悪いとは限らない」と言う子どもは、いじめられている子どもの課題に目が向き、それを正すための行為は正義であり、いじめではないと考えていたり、自分の行為がいじめであることを自覚していても、相手が悪いのだから許されると考えていたりする。このような場合、いきなり「いじめてはいけない」と頭ごなしの指導を行うと、「先生は分かってくれない」「えこひいきする」などと反発し、いじめが更に陰湿化して解決が一層難しくなってしまうがちである。

いじめている子どもの行為を否定する前に、まず、いじめている子どもが主張していることに耳を傾け、いじめの背景にある不満を和らげ、「聞いてもらえている」「受け入れてもらえている」という実感をもたせることが必要である。その上で、いじめている子どもの論理の不合理性を正し、「いじめで問題は解決しない」という指導を徹底していく。

また、いじめられたことを恨みに思っている場合は、自分の受けた被害を償わせようとするために、いじめは一層過酷なものとなる。仕返しをしようとする子どもたちが受けていた被害感情を理解し、つらかった気持ちや腹立たしい気持ちを、まず受け止めることが大切である。その際、過去のいじめられた体験を共感的に聴き取り、その気持ちを癒すような言葉かけを心掛ける。そして、いじめられていた当時の気持ちを思い出させ、そのかわりを通して現在の自分がいじめている相手の心情を理解させることが大切である。

しかしながら、過去のいじめられたことに対する怒りや悔しさは、なかなか癒されない場合も多く、仕返しの再発も考えられる。いじめによって受けた心の傷を癒すには、長い時間をかけてかわり、注意深く見守っていく必要がある。

(2) 「いじめで課題は解決しない」という指導を徹底する

いじめる子どもが主張する、いじめる相手の課題の中には、家庭の事情など個人の努力では克服できないものも少なくない。また、個人の発達課題としてその子ども自身の努力によって克服していくことが必要なものである場合もある。いずれの場合にも、それを「いじめ」という手段で解決しようとすることの誤りに気付かせ、以下のような対応をする。

ア いじめを正当化していること自体に気付いていない子どもに、今、行っていることはいじめであることを伝える。

イ いじめの仕返しをすることは問題解決に至らず、むしろ、いじめられている子どもに心の傷を負わせ、新たな問題を作り出していくことになるということを理解させる。

ウ 「ルールを守ろうという気持ちはあっても行動できなかった」「困ったことがあっても自分の力だけでは解消できなかった」という経験を思い出させ、自分の力だけではどうにもならないこともあることをいじめている子どもに気付かせる。

エ 学級をよりよいものにしたいという子どもの気持ちを大切にしながら、いじめ行為に走ることなく、相手の間違いを正したり、互いに高め合ったりするにはどのような方法があるかを話し合いの中で考えさせる。

3 いじめられている子どもへの指導

(1) いじめられている子どもを守ることを伝える

「いじめられている子に非がある」といじめが正当化されているとき、当のいじめられている子ども自身がその理由を受け入れ、抵抗することができずいたり、逆にいじめる側の非を見いだして反撃しようとしたりする場合がある。その結果、一層事態を悪化させてしまうことも少なくない。

教師は、「いじめる子どもがどんな理由を述べようとも、いじめることは許されない」と考えていることを伝え、いじめから一人一人を守るということを約束する。そして、「いじめ」と思われる行為に対しては、担任のみならず他の教師も一体となって、断固として制止していくことによって、いじめられている子どもが安心して学校生活を送れるように努める。

(2) 個々の子どもの課題には個別の指導を行う

「いじめられている子にも非がある」という論理が生じる背景に、いじめられている子どもに何らかの課題が存在することもある。このような場合、個々の子どものもつ課題への指導といじめの指導とを、明確に区別して指導を進めることが重要である。個々の子どもの課題への

指導は、いじめの問題とかわりなく、その子ども自身に必要なから行うのである。「いじめ解決のためには、個々の子どものもつ課題の解決が必要」という考え方は、いじめの正当化につながる。いじめられている子どもに、「あなたも〇〇を直さない、皆が許してくれないよ」などの本人の努力を求める指導は、いじめられている子ども自身の課題の解決に結び付かないばかりか、本人の心に決定的な打撃を与えてしまうことになる。

また、「正当化の論理」の不合理性を説明しようとして、いじめられている子どもの事情をすべて子どもたちの前に明らかにすることは許されない。知られたくないことを明らかにすることは、いじめられている子どもに「先生に裏切られた」という気持ちを抱かせてしまったり、いじめられる子どもの立場を更に悪くしてしまったりすることになりかねない。個々の子どもの事情は個人情報として尊重し、個別の指導や援助を進めていくことが必要である。

4 いじめの正当化の論理の誤りを正していく教師の姿勢

いじめの正当化の論理の誤りを正していくために、教師は日ごろから学級全体の子どもに対して次のような姿勢をもって、指導に当たることが肝要である。

(1) いじめの正当化の論理に巻き込まれず、公平に接する

いじている子どもが日ごろから活発に発言したり、周囲に影響力があつたりしたために、教師がその子どもの言い分を鵜呑みにしていじめられている子どもの責任を追及し、いじめが深刻化することがある。子どもには、それぞれに言い分があることを十分配慮しながら、公平に聴き取り、誤った論理に巻き込まれないように留意する。

(2) 集団のきまりの在り方について考えさせる

集団の秩序やルールの基本は、共に生活する者が心地よく生活できるようにするためのものであることを機会あるごとに子どもたちに考えさせる。友人を大切にしながら集団との調和を図っていくために、一人一人がどのように友人とかわらなければよいか話し合わせる。

また、きまりの指導に当たっては、子どもの発達段階を踏まえておく必要がある。子どもの発達とともに、集団内の凝集性は強まる。凝集性が強まるほど、集団の心理は異なるものを許さず、本来のきまりの機能が失われ、誤った強制力となることがある。各集団が目標にそった行動をとることは、教師にとっては都合がよい。しかし、集団の動きを教師にとっての都合だけで判断することなく、常に一人一人の子どもの動きに注意して指導に当たるようにする。

(3) 個人の違いを認めていく

指導が行きわたることは、教師にとって手応えを感じることもである。しかし、それにこだわりすぎると、個人の違いを認めることができず、子どもを画一的に扱うことになる。集団の目標を掲げても、その達成に至る過程は幅広く考え、一人一人の子どもがそれぞれの特性に応じて、多様に学び成長していくことを大切にしたい。一人一人の違いを認める教師の日常の言動が、子ども相互に認め合う雰囲気を生み出していく。

Q 6 養護教諭、スクールカウンセラー等との協力

いじめ問題の発見・解決に向けて、養護教諭、スクールカウンセラー等との協力をどのように行うとよいか。

1 学級担任と養護教諭との協力においては

養護教諭は、保健室における子どもの様子からいじめのサインに気付くことが多く、また、子どもの心身の健康に関する指導に当たる立場にあることから、各学校の実情に応じ、生活指導部の一員として校務分掌上に適切に位置付け、協力することが求められている。

そこで、次の事例を通して、養護教諭と学級担任の協力について配慮すべきことを述べる。

事例 1

学級担任と養護教諭の協力が不十分であった事例（中学校）

日ごろ、A養護教諭は生徒からも教職員からも信頼されていた。7月のある日の放課後、1年生のB子が、隣の学区域から通学しているという理由でグループからいじめられていると訴えてきた。同じ組のC子を中心とする言葉によるいじめであった。

A養護教諭は、B子もC子もよく知っていたため、翌日の昼休みにC子を呼んで事情を聞いた。その結果、自分たちがB子をいじめているかもしれないと気にしていることが分かった。また、C子が自分もグループ内の人間関係でグループのリーダーとしての苦しい立場を訴えていたように思えた。このことは自分だけでも解決できると判断したA養護教諭は、前日にB子から訴えがあったことを伝え、B子のことを考えて行動するよう励まして面談を終えた。

ところが、それから数日して、A養護教諭は、休み時間に嫌がるB子の髪の毛をC子が笑いながら引っ張っていたと学級担任から聞かされた。いじめは解消していなかったのである。

女子生徒のいじめ

養護教諭の独自の判断

いじめの継続

A養護教諭は、「心の居場所としての保健室」をつくるという今日的な養護教諭の役割を十分認識していたようであるが、それが他の教職員との連携を前提にしたものであるという認識が弱かった。また、いじめにかかわる人間関係は、一人の見方だけでは捉えにくい。そのため、保健室での子どもの状況で気になることがある時は、日常的にその様子を担任や学年の教師に伝え、複数の見方や視点から方策を検討して取り組むことが、いじめ問題の発見や解決に極めて大切である。

2 スクールカウンセラーとの協力においては

学級担任にとって、スクールカウンセラーとの協力も大切である。そのため、配置されている学校では、スクールカウンセラーをより効果的に活用していくために、その役割を明確にするとともに、学校の指導組織に位置付けて連携することが大切である。

事例2**スクールカウンセラーの働きを、校内で組織的に支援している事例（中学校）**

E校では、校内の教育相談活動をさらに積極的に推進していくために、定期的に話合いの場をもつなど、全校体制でスクールカウンセラーを支援している。

定期的な話合いの場の設定

スクールカウンセラーからは、相談事例を通しての生徒の学校生活上の悩みや学級担任への要望が出された。また、教員からは「生徒の様々な側面からの情報がほしい」など、スクールカウンセラーへの要望等を出したり、個別の気になる事例について相談を持ちかけるようになった。

こうした定期的な話合いを継続する中で、スクールカウンセラーも教員の見方等が分かり、相談活動が進めやすくなった。また、相互の協力が進展したことから、学校ぐるみで保護者への相談にも対応できるようになった。

組織的な支援

本事例は、学校がスクールカウンセラーのいじめ問題への働きかけを積極的に生かし、活動範囲を広げることができた例である。このように、スクールカウンセラーが学校に配置される際は、受け入れ態勢を十分整えておく必要がある。

3 校内の教育相談活動を推進するために

(1) カウンセリング研修受講者を組織的に生かす

学校におけるカウンセリングの技量は、養護教諭やスクールカウンセラーのみの活動に負うのではなく、子どもたちと直接接しているすべての教師が身に付けるものである。そのため、校長は、養護教諭やスクールカウンセラーだけでなく、これまでにすでにカウンセリングの専門的な研修を深めている教師を適切に校務分掌に位置付け、校内の教育相談活動の推進に積極的に生かしていく必要がある。

〈カウンセリング研修受講者を生かす教育相談活動の推進の例〉

- ① 学級で気になる子の事例やその他のいじめ問題の事例について事例研究会を行う。
- ② グループエンカウンターなどによる人間関係づくりに関する研修会を行う。
- ③ 学校だよりの記事や保護者会における講話等によって、保護者へ情報提供を行う。
- ④ いじめ問題の指導にかかわる様々な悩み等に関して教職員との相談を行う。

(2) 学級担任のカウンセリングの考え方や姿勢を生かした指導力の向上を目指す

学級担任は、機を逃さず、直接的に子どもの成長を促す指導ができる。養護教諭、スクールカウンセラー、カウンセリング研修受講者との連携を通して、学級担任自身も日ごろから児童・生徒に関する理解を深め、指導に生かすことが必要である。

Q7 いじめにかかわった子どもの保護者への対応

いじめの解決に向けて、担任は、いじめられた子どもの保護者、いじめた子どもの保護者にどう対応するか。

1 いじめられた子どもの保護者への対応

(1) いじめられた子どもの保護者の訴えに早急に対応する

いじめられた子どもの保護者は、一刻も早くいじめの状態からわが子を解放してもらいたいと願っており、いじめ解決が遅れるほど、学校に対する不満や不信が高まる。教師は保護者からいじめの第一報が入ったとき、「その程度なら」、「様子を見てから」と考えずに、真剣に聴き取り直ちに対応することが大切である。いじめられた子どもの保護者としては、「いじめをやめてほしいこと、学校や教師は、どう解決を図ってくれるのか」が知りたいのである。

ここでは、いじめられた子どもの保護者から訴えられた事例について述べる。

事例1

わが子がいじめられていると、保護者が担任に訴えてきた事例(中学校2年生)

A子は、成績もよく担任から認められることが多い生徒である。担任の仕事も快く手伝うため、担任に対して批判的な生徒たちからは、日ごろからあまり好意的に思われていなかった。

そのうちに、A子は学校へ行くのを渋るようになった。わが子のことが心配になった保護者は、担任に電話でA子の欠席を伝えると同時に、A子の様子を話した。担任はすぐに空き時間を利用してA子の家を訪問し、A子と保護者から事情を聞いた。

話の内容は、「これまで仲良しだったB子たちがA子の前で内緒話をしたり、A子を見無視したりするようになったこと」、「A子が黙って耐えていると今度はトイレに押し込めたり、いたづらをしたりするなど次第にエスカレートしていったこと」、「その原因はA子が、B子と対立するC子に、親しそうにしていたことが気に入らなかったためであること」であった。

担任は話を聞き、「学校では他の教員と協力して常に注意深く観察し、A子さんを必ずいじめから守りますからどうか安心して通学させてください」と伝え、再度保護者と話し合うことを約束した。

また、A子に対して、「苦しかったね。全力を尽くすからね。何かあったらいつでも話してください」と話し帰校した。帰校後、直ちに生活指導主任と教頭に報告し、校内における協力体制をとるよう依頼するとともに、対応策を協議した。その日のうちに、担任は保護者に、学校の対応策とともに、「A子さんの様子で、気になる

家庭訪問の実施

いじめの疑い

解決への見通しを
本人と保護者に提
示

組織的な対応策の
迅速な協議

保護者への丁寧な

ことがあったら、いつでも連絡をください。こちらでも学校の様子を
お知らせします」と伝えた。 説明

(2) いじめられた子どもの保護者への対応のポイント

ア 電話で訴えがあっても、できるだけ面談をして話を聞く

訴えを短時間で処理しようとする、かえって問題の根を深くする。家庭訪問をするか、来校を依頼するかして直接面談し、保護者の悩みや苦しみを親身になって受け止めながら具体的な事実を聴き取る。

イ 先入観をもたず、具体的な事実や心情を聴き取る

保護者からの訴えは、教師にとって子どもの情報を得る貴重な機会だと受け止め、一貫して子どもを大切にするという教師の姿勢を示しながら、事実や心情を聴き取る。

ウ いじめ解決に向けた学校の方針に対する理解を得る

保護者にいじめ解決に向けた方針を明確に示し、十分に説明し理解を得るように努める。

(3) いじめられた子どもの保護者への助言

保護者は、いじめられたわが子にどのように接すればよいか当惑している場合がある。担任から保護者に対する助言として次のことに心掛ける。

ア わが子を守り抜くという姿勢を子どもに伝えること

いじめられている子どもが、保護者にその事実を語りたがらないのは、「もっと強くなれと言われたくない」「なお惨めになる」「心配をかけたくない」「いじめが更にひどくなることを恐れる」などの理由による。どんな時でも味方であることなど、保護者自身の気持ちや意思をしっかりと伝えるとともに、人に救いを求めることも大切なことであることを伝える。

イ ひたすら子どもの話に耳を傾けることを優先させる

いじめられている子どもは、保護者からの助言を得ることよりも、自分の話を聞いてもらうことで、安心感を得ることが多い。性急に聞き出そうとせず、子どもの話に静かに耳を傾ける。

2 いじめた子どもの保護者への対応

(1) わが子を弁護するいじめた子どもの保護者の気持ちを理解し対応する

いじめた子どもの保護者は、わが子がいじめにかかわっていることに気付かないことが多い。担任やいじめられた子どもの保護者から、わが子がいじめを行っていることを知らされた時、驚いて対応を始める保護者、場当たりに子どもを叱責する保護者、子どもがいじめていないと言えればそれ以上追及せずに済ませる保護者、わが子に限ってそんなことはないと全面的に否定する保護者、いじめていると分かっているにもかかわらず教諭することのできない保護者等もいる。ここでは、わが子を弁護するいじめた子どもの保護者の事例について述べる。

事例2

わが子を弁護するいじめた子どもの保護者の事例（小学校6年生）

小学校6年生のD子の保護者は、同じ学級のE子の保護者から、わが子のいじめを
「お宅のお子さんにいじめられ、うちのE子が登校拒否になってい 知る
る。なんとか解決してほしい」と抗議された。D子の保護者は「ま

さか、うちの子に限って」と思ったが、すぐD子に問いただし、事実であることを確認をした。

D子の保護者は、自分の子どもがいじめを行った事実に対して驚き、放課後、担任に相談に行った。D子の保護者は、E子の保護者から抗議されたこと、わが子から聞いたことなどを興奮状態で話した。担任はじっくりと保護者の話に耳を傾けて聞いた。D子の保護者は、「D子は親の言うことを聞くととてもいい子なんです。なんでうちの子がと思うのですが。きっと、E子さんの方にも悪い点があったのではないのでしょうか」と言い出した。担任は、わが子をかばいたい親の心情を受け止めながらも、詳しい事実確認の必要があると考え、その日の話合いは一旦打ち切った。

担任は、保護者が帰った後、教頭と学年主任に報告し、協議の上D子に対する対応等を次のように立てた。①いじめの事実関係を明らかにすること、②いじめに至ったD子の心情や課題を把握し指導することなどである。翌日、担任は、学校の相談室でD子の話を聞いた後、E子の家を訪ねて事情を聞いた。担任は、いじめの概要と事実経過をまとめ、教頭と学年主任に報告した後、学年主任と共にD子の家庭訪問を行い保護者に具体的ないじめの内容を説明した。そして、いじめ行為は絶対に許されないこと、いじめられたE子の気持ちを考えること、D子が自分の問題として克服できるようになることを期待していること、D子がいじめを繰り返さないために家庭との連携を図る必要性について話した。

担任へ相談
指導の開始

じっくり聞く

事実確認
校内での協議

家庭訪問

保護者へ助言
今後の対応

(2) いじめた子どもの保護者への対応のポイント

ア いじめの事実を正確に把握し、組織的に協議し対応する

保護者の相談内容や、いじめた子どもやいじめられた子どもから聴き取った内容は、正確に記録する。また、校長、教頭、生活指導主任、学年主任等に報告し対応を協議した上で、家庭訪問を実施するなど保護者への具体的な対応を開始する。

イ いじめた子どもや保護者を責めず、事実だけを具体的に伝える

子どもの正当性を主張したり、いじめられた子どもにも非があると考えたりする保護者には、保護者の動揺に配慮しつつ、いじめという行為の不当性に気付かせるようにする。その際、いじめの行為については否定するが、いじている子どもの人格をも否定するのではないことを伝え、いじめの解決を通して子どものよりよい成長を促したいという共通の願いを確認して協力を求める。また、いじめた子どもの保護者の中には、訴えられたことから、わが子の行為によって自分が非難されているように感じることもあるので、明らかになった事実を中心に話し合うようにする。

ウ 子どもの立ち直りを目指す

子どものよさを見つけその伸長を共に考えるなど、子どもの成長を見守る教師の姿勢を示しながら、保護者とじっくり話し合う。また、学校での指導の経過もふまえて、家庭でも改善す

るところがないか、子どもと保護者がともに振り返れるように具体的に話す。

(3) いじめた子どもの保護者への助言

保護者は、いじめたわが子にどのように接すればよいか、当惑している場合がある。担任から保護者に対する助言として、次のようなことが考えられる。

ア 事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞く

子どもを責めたり、善悪を頭ごなしに論ずる前に、子どもとじっくり話し合い、子どもの言い分を十分に聞く。

イ いじめられた子どもの気持ちをともに考える

保護者の体験や身近な事例を話しながら、いじめられた子どもの気持ちを考えさせ、相手の立場に立って考えられるよう援助する。

3 保護者との話合いに際しての配慮事項

(1) 心の触れ合いを基本におく

いじめ解決を急ぐあまり、どう解決を図ったらよいかという方策へ走り、保護者の気持ちがつかみきれなくなりがちである。保護者との心の触れ合いが解決の基盤である。

(2) 保護者の気持ちを受け止める

保護者にとっては、教師の話が理想論や楽観論であったり、自分の指導の至らなさを弁護しているように聞こえるときがある。徹底して保護者の気持ちに耳を傾ける姿勢を示す。

(3) 校内の組織的な取組みのもとに、保護者に対応する

校長・教頭、生活指導主任・学年主任への報告をきめ細かく行い、指導・助言を受け学年会で討議し協同して対応する。

(4) 現実性のある的確な方針を示す

学校は、いじめ解決への方針を説明したつもりでも、保護者にはそのように受け取れないことも少なくない。学校の説明に対する保護者の苦情の例として、「教育論や自分の体験を語るだけで、明日からどのようにするのかまったく不明である」「仕返しの心配はないかと聞いたが、具体的な対策がない」など保護者の納得のいかないことがある。学校と保護者との間に認識のずれが生じないように配慮し、現実性のある的確な方針を示すことが大切である。

(5) いじめ解決への経過を保護者に説明する

学校は、いじめ解決に向けて指導を続けているが、その経過が保護者に伝わらず、保護者の不安が高まる場合がある。保護者の苦情の例として、「指導には時間がかかるというが、いつまで待てばよいのか」あるいは「事態は少しも好転しない」などがあり、学校の対応の経過をきめ細かく保護者に伝え、不安を取り除いていく必要がある。

(6) 個人情報の保護の徹底を図る

家庭にかかわる内容は、あくまでも保護者が自分の意思で話してくれるまで待つ。また、家庭にかかわる内容については、記録の保管に細心の注意を払うとともに個人情報を不必要に職員室で話題にしたりすることは厳に慎まなければならない。

Q 8 保護者全体への理解をどう図るか

いじめの解決に向けて、学校は、保護者とどのように連携を図っていくか。

学校でいじめが発生すると、場合によっては保護者の間でも噂になり、それが児童・生徒や保護者に不安を広げ動揺を起こすこともある。また、学校がどのように指導し対応したかを保護者に理解されないままに時が経過すると、学校不信、教師不信という事態も招きかねない。

いじめが起こる要因は、児童・生徒の学校生活や家庭生活全般に根ざしていることが少なくなく、その解決のためには、学校が指導したことに対して、保護者の理解を得ながら連携や協力を求めていくことが大切である。ここでは、学級でいじめが起きたときに、保護者の理解を得るためにどのように連携を図っていくかを述べる。

1 保護者会を開催する

(1) どのような場合に学級の保護者会を開催するか

学校として学級保護者会を開催するのは、次のような場合が考えられる。

- ア 一人を仲間外れにしたり無視したりすることにより、学級の児童・生徒の多くがその結束を強めていると学校が判断した場合
- イ 金品の強要や身体への暴力など、いじめに伴う問題行動が児童・生徒全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えていると学校が判断した場合
- ウ 一人の児童又は生徒を長期にわたって学級全体でいじめており、学級全体の意識を変える必要があると学校が判断した場合
- エ いじめることで面白い感情が学級全体に広がっている場合
- オ 保護者の間に、いじめをめぐる情報が事実とは異なる内容で広がり、共通理解を図る必要があると学校が判断した場合

(2) 何を説明し、どのような協力を求めるのか

ア 学級担任から説明する内容

まず、いじめの概要と事実経過、いじめの解決に向け学校として指導してきた経過を説明し、学校の取組みに対する理解を求める。指導経過の説明の際、事前に担任が説明する内容を校長・教頭や生活指導主任・学年主任に示し、内容の正確さや個人情報への配慮、情報の過不足等について指導助言を受けることが大切である。

次に、解決の見通し、今後の学校としての指導や対応の方針などを説明し、家庭に依頼すること、学校と家庭が協力・連携して行うことなどを協議する。

イ 保護者に依頼すること

(ア) いじめについて子どもと話し合う機会をもつ

いじめがいったんは解消したように見えても、様相を変えて再発することもあるので、子どもの内面の変化や人間関係について一層気を配るように依頼する。また、一つのいじめ事象を子どもと触れ合う機会ととらえ、保護者と話し合い、子ども自身を見つめさせたり、生き方を考えさせたりして、子どものよりよい成長を促すようにする。

(イ) 規範意識を育てる

例えば、発生したいじめの周囲にいた多くの児童・生徒が、「見て見ぬふり」という行動を選択せざるを得ないような雰囲気集団となっていたのではないか、いじめによって仲間の結束を高めていたのではないか、本意ではないが集団からはずれたくないためにいじめる側に加わっていたのではないか等、学級集団にかかわる一人一人の問題点を説明し、「いじめは決して許されない」という規範意識を学校と家庭が協力して育てていくよう、保護者の理解を図る。

(3) 学級保護者会を開催するうえでの配慮事項

ア 実施の時期を見極める

いじめの事実を把握したうえで、いじめにかかわった子どもの保護者に対する個別の対応を十分に行い、学校の解決策に対する理解が得られたことを見極めたうえで保護者会を開催する。

イ いじめにかかわった子どもの保護者に、事前に会のねらいを説明しておく

いじめにかかわった子どもの保護者に対し、保護者会のねらいは、いじめに対して事実を正しく把握し、学級の児童・生徒一人一人に共通した課題の改善を学校と家庭が協力して行うことにあることを説明し、保護者会の開催についての理解を図る。

ウ 組織的に対応する

学級保護者会の開催については、担任の判断だけで実施を決定せず、学年主任や教頭に相談するなど組織的な検討を経て実施する。校長や教頭、場合によっては学年主任や生活指導主任・スクールカウンセラーなどが同席するなどして、保護者に安心感を与えるようにする。

また、PTA会長や学年のPTA代表の同席を求め、学校のいじめ問題解決のための取組みへの理解を図り、今後のPTAとの連携に役立てることも検討する。

エ すべての保護者が当事者意識をもつよう会の運営に配慮する

学級保護者会の出席者が、自分の子どもの問題として受け止めることができるよう、会のはじめに趣旨を説明し確認する。また、いじめた子どもの保護者の責任を一方向的に追及することのないように、教頭が司会としてリードし、趣旨にそった進行に努めるとともに、人権への配慮を十分に行う。

2 その他の連携の図り方

(1) 学年保護者会や開催時刻を工夫した保護者会など

いじめる子どもやいじめられる子どもたちが、一学級にとどまらず、学年全体に広がっている場合には、学年保護者会を実施する。

また、緊急の場合や、より多くの保護者の参加が可能なように夜間の保護者会を開催するなど、開催時刻の設定を工夫することも必要である。

(2) 学級通信（学級だより）

発見されたいじめについて、保護者会での説明を行い、解決に向けた学校の取組みを進めていく過程で、学級通信などを発行し、子どもたちの変容を保護者に知らせるとともに、保護者に見守ってほしいことなどを依頼していくことも必要である。

Q 9 教育相談機関との連携

教育相談機関との連携の図り方とその留意点は何か。

いじめを行う子どもが心理的な課題を抱えていたり、いじめを受けた子どもが深い心の傷を負っていたりして、教師や保護者等に対して心を開くことができない場合には、学校は教育相談機関と連携し解決を図ることも大切である。しかし、保護者が、学校はどのように指導し、教育相談機関の協力を得ながらどのように対応するのかを十分理解していない場合には、学校に対する不信感を抱く原因にもなる。

ここでは、教育相談所との連携に当たり、保護者の理解を得ながら、どのように連携を図り、いじめの解決を図っていくかを述べる。

1 教育相談機関との連携が必要ないじめ問題

学校が教育相談所との連携を図った事例について、問題解決の過程を中心に示す。

事 例	学校生活への不適応感が強く、心理的な支援が必要な事例（小学校6年生）
-----	------------------------------------

A男は、二学期になると成績も下がり、授業中も落ち着きがなくなった。A男を中心に数人の仲間は、成績がよく教師からも信頼されているB男の机を傷付けたり、教科書を破いたり黒板への落書きや物を隠したりなどの行為を繰り返すようになった。

担任はA男の仲間内の人間関係を把握したうえで、A男に言い分を聞いた。「B男とは違って勉強はよく分からないし、学校も面白くない」と不満を語った後、保護者からはいつも兄と比較されてばかりいること、自分の話もよく聞いてもらえないことなど、鬱積した気持ちを語った。

担任は、教頭と学年主任にA男の状況を報告した。そして、学年全体でB男を守るとともに、A男の課題に対応することになった。担任は、学年主任と共にA男の家を訪問し、事実を説明しながらA男の鬱積した気持ちを保護者に伝えた。すると保護者は、「近頃A男が少しのことで急に怒り出すことが増え、時には暴力的になることもある。家族はA男の将来に不安をもっているのだが、親としてどうしたらよいか分からない」と語った。

家庭訪問の結果をもとに、学年会でA男への対応を協議し、①A男への指導を学年全体で行うこと、②学級経営の改善や授業の工夫によりA男の学校生活への適応を図ることなどの支援策を立てた。また、A男が青少年期の不安定な心理状態にあり、さらに保護者のA男に対する接し方が、A男の不安定さを生み出しているとも考え

B男へのいじめ

学校生活への不満

家庭での葛藤

家庭訪問の実施

A男の不安定な感情

保護者へ不安感

校内における組織的な検討

られ、心理的な支援も必要ではないかとの結論に至った。

そこで、担任は、校内での検討を踏まえ、A男の保護者に、①B男をいじめる行為は絶対に許されないこと、②いじめを行うことでA男自身の心も傷付いており自尊心の回復を図ることが必要なこと、③いじめに至るA男の鬱積した気持ちを受け止め回復を図る必要があること、④二度といじめが起こらないよう児童への指導を工夫していくことなどを説明した。また、これまでの保護者の努力を認めながら、区の教育相談所において専門的な相談を受けることもできることを伝えた。数日後、保護者の申し出により、A男と保護者は別々に相談所に通うことになった。

その後、担任は学級経営や授業の工夫をしながら、A男の集団への適応を図るよう努め、その経過で見られたわずかな変化も家庭に連絡し保護者を勇気付けた。一方、相談所では、A男の内面にある鬱積した感情を少しずつ解きほぐし、自分自身を肯定的に受け止められるよう援助を続けた。また、A男の保護者が、兄とは異なるA男のよさを改めて認識し、A男への接し方を自ら見つめ直すことができるよう援助した。

この間、担任はA男やA男の保護者の同意を得て、相談所を数回にわたって訪れ、相談員のとらえたA男の内面について話を聞き、学校での対応が適切であるかを見直した。さらに、学校でのA男の様子を相談員に伝え、A男が自分のよさを発揮できるようになるための対応について助言を得た。学校と相談所とがそれぞれの役割を果たし、密接に連携を図ったことにより事態は次第に改善に向かった。

学校の対応策の説明

教育相談所の紹介
保護者の申し出による通所

家庭との連携

学校と教育相談所との共通理解

2 教育相談機関との連携のポイント

(1) 保護者の理解を図る

保護者に対して、いじめ解決に向けた学校としての対応策を十分説明したうえで、教育相談機関を紹介し保護者の判断を待つことが大切である。さらに、指導の経過で見られた子どもの変容を保護者に知らせ、常に保護者とかがわろうとする姿勢を示す。

学校は、保護者が、「担任は他人任せにし、放棄をしたのでは」との不安や不満を抱くことのないよう、学校の指導や子どもの成長について十分な理解を図ることが必要である。

(2) 教育相談機関からの情報を生かし、指導の評価や改善を図る

相談員は子どもの心の底に渦巻く葛藤や不安に寄り添いながら、安定を取り戻すよう導いていく過程で、子どもについての多くの情報を得ている。そのため、担任は連携を図った相談所を訪れ、相談員から可能な範囲で子どもの悩みや願いなどについて話を聞き、学校における人間関係を改善したり、授業の改善に生かすように努めたい。また、学校としての対応を見直すため、相談機関に積極的に助言を求めることも必要である。

第2章 引用・参考文献一覧

【参考文献】

- 江川成『いじめから学ぶー望ましい人間関係の育成』1986年
- 秦野市教育研究所「教育に関する実態・意識調査」平成8年度
- 児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議「いじめ問題に関する総合的な取組について」平成8年
- 『都政六法』 学陽書房 平成10年度版
- 東京都立教育研究所『小・中学校における教育相談活動の充実に関する研究』平成6年
- 東京都教育委員会『健全育成研究推進校報告書（いじめ問題の解決に向けた学校・家庭・地域社会関係機関の連携・協力推進モデル地域報告書）』平成9年
- 水島恵一『親と子のカウンセリング』大日本図書 1983年